

指名見積合せ参加者選考調書

調 達 件 名	清田区清田中央地区ほか2地区地下水位低下支援業務	
発 注 課	市街地復旧推進室市街地復旧推進担当課	
No.	指 名 見 積 合 せ 参 加 者 (案)	指 名 競 争 入 札 理 由
1	(株)千代田コンサルタント	(地方自治法施行令第167条第2号該当)
2	応用地質(株)	<p>本業務は、地下水位低下を目的とした暗渠管設置工事を終えた清田中央地区において、地下水位や地表面の沈下などの状況をモニタリングし、水位を調整しながら地下水位の低下を行う業務である。</p> <p>過年度業務の試験や作業実績において、同様の事業を実施済みの対策地区では、地下水位低下の影響を確認済みではあるが、対策地区毎の地域特性を勘案した検討を個別に実施する必要がある。具体的には、地表面の不同沈下や周辺家屋へ影響を与えないように、慎重に水位を低下させることが求められ、モニタリングにより得られた計測値を活用し、都度、地下水位低下計画を見直しながら業務を進めるものである。また、不測の事態が発生した場合は、早急に対応する必要がある。本業務を履行するためには極めて高度な技術力が求められ、過去に地下水位低下の業務を履行した経験が必要である。</p> <p>地下水位低下業務を履行した実績がある会社数が少数であることから、地方自治法施行令第167条第2号により、指名競争入札とする。</p>
3	(株)復建技術コンサルタント	
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		<p>① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>② 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。</p> <p>③ 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。</p> <p>④ 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。</p> <p>⑤ 令和3・4年度の札幌市競争入札参加資格者名簿において、大分類「建設関連サービス業」、中分類「土木設計・監理業」、等級「A」に登録していること。</p> <p>⑥ 令和5・6年度札幌市競争入札参加資格審査申請の定時登録において、上記の工種（土木設計・監理業）の「A」等級に認定されていること。</p> <p>⑦ 公共機関等※が発注した、地下水位低下に係る業務について、元請としての履行実績があること。ただし、当該履行実績は平成19年4月1日以降に業務が完了し、引渡しが済んでいるものであること。</p> <p>※ 公共機関等とは、一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約第3条第24号に掲げる機関をいう。上記の条件を満たす業者全てを選考する。</p>
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

決 定 日	令和5年3月22日
-------	-----------